

第1回 令和8年2月20日
第2回 令和8年2月25日

スマ転事業活用に向けた

スマート法計画 の 指導力向上セミナー

説明

農林水産省 農産局 技術普及課
課長 吉田 剛

令和7年度補正予算、令和8年度当初予算

“スマ転事業”による機械導入ニーズへの対応

(正式名称:スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業 スマート技術体系転換加速化支援)

ここがポイント!

- ☑ 必要な要件※を満たせば、個人経営の方でも、農業機械の購入費用の1/2の支援が受けられます! ※ 次ページで解説
- ☑ スマート農業技術と一体的に活用するスマート農業機械以外の農業機械も対象となります!
- ☑ 補助額は、1件当たり最大2.5億円!大型機械や複数台の導入も可能です!



必要な要件(主なもの)

- ① スマート農業技術と新たな生産方式の導入を一体的に行うこと。また、補助を受ける農業機械はこれらの取組に関連するものであること。
- ② 労働生産性を5%以上向上する目標と、品目ごとに設定された「技術課題」の成果目標(単収や品質の向上など)の両方の実現を目指すこと。
- ③ 地域単位で策定する「産地スマート計画」に位置付けられていること。(スマート法に基づく生産方式革新実施計画の認定者は不要)



スマ転事業による支援に必要な計画など(地域型)



都道府県スマート農業ビジョン

作成者:都道府県知事

都道府県事業計画 ◎作成者:都道府県知事

産地スマート計画
(面積要件あり)

作成者:地域協議会長等



スマート技術高度利用計画

作成者:農業者等
(スマート法の計画認定者のみ)

または



取組主体事業計画

作成者:農業者等

「産地スマート計画」の面積要件

品目名		平地	中山間地域等
土地利用型作物	稲	50ha	5戸以上の農業者が参加 又は 取組面積が1ha 以上
	麦	北海道:60ha、都府県:30ha	
	大豆	20ha	
	雑豆・落花生	北海道:25ha、都府県:10ha	
	種子	15ha	
畑作物・ 地域特産物	ばれいしょ	北海道:50ha、都府県:25ha	
	かんしょ	25ha	
	種苗(ばれいしょ)	北海道:25ha、都府県:10ha	
	てん菜	50ha	
	さとうきび	10ha	
	茶	10ha	
果樹	露地:10ha、施設:5ha その他:3ha		
野菜	露地:10ha、施設:5ha		
花き	露地:5ha、施設:3ha		

そもそも「スマ転事業」と「スマート法計画認定」の要件は似ている

事 項	スマ転事業(地域型) 取組主体事業計画 (産地スマート計画にぶら下がっている農業者)	スマート法 生産方式革新実施計画
スマート農業技術と新たな生産方式の導入	必要	必要
上記取組の下限值	なし	当該品目の作付面積又は売上高のおおむね過半
計画の実施期間	1年間	5年間以内(1年間でも可)
成果目標の実績の報告年度	実施年度の翌々年度	実施年度の翌年度 (計画期間は毎年度報告)
成果目標① 労働生産性の下限值	5%以上 ※ 次ページで解説	5%以上 ※ 次ページで解説
成果目標② 品目ごとの技術課題に係る 目標の下限值	あり (例:土地利用型では21種類から選択)	なし
費用対効果など	投資効率が1を超えること	農業所得が実施前と比較して 維持され、かつ、正 (計画終了時のみ評価)

「労働生産性」の算出方法の違いに注意

事 項	スマ転事業(地域型) 取組主体事業計画 (産地スマート計画にぶら下がっている農業者)	スマート法 生産方式革新実施計画
成果目標① 労働生産性の下限値	5%以上	5%以上
算出方法	$\frac{\text{生産量 又は 販売額 又は 栽培面積}}{\text{労働時間}}$ <p>※ 生産量、販売額、栽培面積は、取組を実施する品目のみの数値を使用すること</p> <p>※※ 労働時間は、取組を実施する品目のほ場における生産に係る全労働時間(耕うん～収穫)のみの数値を使用すること</p>	$\frac{\text{付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費)}}{\text{労働投入量}}$ <p>※ 労働投入量は、取組を実施する品目における「農業者全体の取組人数と労働時間の積」または「農業者全体の取組人数」のいずれかの数値を使用すること</p>

スマ転事業で農業機械の支援を受ける方法は2つ

パターン1

スマ農技術 + 新たな生産方式

※ 補助導入



(例)自動直進田植機

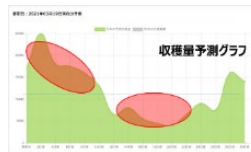


(例)機械の稼働率を高めるための畦取り(大区画化)

この際、スマート法の計画認定を受けてしまおう!

パターン2

スマ農技術 + 新たな生産方式



(例)出荷予測システム



(例)適期収穫を実現する鉄コンテナの導入

+ 農業機械

※ 補助導入



(例)キャベツ収穫機

左記取組を実施するために直接必要な農業機械に限る

スマート法計画 認定ポイント1 (スマ農技術と新たな生産方式の関係は適切か。)

スマ農技術

とは…

- ① スマート農業技術を活用して農産物の生産または経営管理に取り組むこと。(法第2条第3項第1号)

スマート農業技術は、次の(イ)から(ハ)までのいずれかの機能・効果を有する技術。

(イ) 農作業の効率化

人員又は労働時間が優位に削減される機能を有するもの、農業機械等の稼働の効率化に資するもの、データ収集・分析・指示を通じて生産費の低減や品質・収量増が期待できるもの

(ロ) 身体負担の軽減

自動制御や遠隔操作など、身体的負担が削減され、農作業の改善・実施量の向上が期待できるもの

(ハ) 経営管理の合理化

履歴データの入出力ソフト、生産・販売に係る予測データの収集・分析・指示など経営管理の省力化・高度化、安定取引、販路開拓等を通じて経営改善が期待できるもの

新たな生産方式

とは…

- ② ①の事業活動の実施による農作業の効率化等の効果を十分に発揮させるために併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に取り組むこと(法第2条第3項第2号)

スマート法計画 認定ポイント1（スマ農技術と新たな生産方式の関係は適切か。）

「新たな生産方式」は、以下の①～③のいずれかに該当し、かつ、導入するスマート農業技術の効果を十分に発揮させるものとする。

- ① スマート農業技術を活用した作業効率の向上に資するほ場の形状、栽培又は飼養の方法、品種等の導入
- ② スマート農業技術の活用による機械化体系に適合した農産物の出荷方法の導入
- ③ スマート農業技術で得られるデータの共有等を通じた有効な活用方法の導入

スマート農業技術の効果は、前ページに記載したとおり、

- (イ) 農作業の効率化
- (ロ) 身体負担の軽減
- (ハ) 経営管理の合理化

のいずれかであり、計画作成に当たっては、導入予定のスマート農業技術に期待する「効果」を十分に発揮させる生産方式となっているか、しっかり精査することが重要！！

「スマ農技術」として「農業用ドローン」を導入する場合

スマ農技術



(農作業の効率化)
ドローン直播:**労働**
時間削減

+



新たな生産方式

水管理や肥培管理など**直播に適した栽培体系に変更**することで、効率化効果を発揮

※ 前提

(農作業の効率化)
ドローン防除:**労働**
時間削減

+



産地内で話し合いを行い、**隣接する農地一体**でドローン防除に取り組むことで、効率化効果を発揮

※ 向上

(農作業の効率化)
ドローン追肥:**生産**
費の削減

+

	7月	8月
品種A	防除	
品種B		防除
品種C		防除

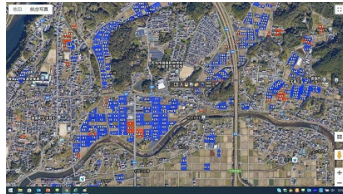
作期が異なる品種を導入し、**作業期間の長期化**を図ることで、効率化効果を発揮

※ 向上

導入するスマ農技術の、どのような「効果」に期待しているのか、その効果を発揮するための「生産方式」といえるかを明確に！

スマート法計画認定が難しい例と認定を受けるための対応(例)

スマ農技術



(経営管理の合理化)
営農管理システム: 生育情報を活用した適期
収穫による品質向上

+

新たな生産方式



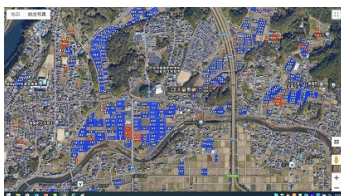
営農管理システム
の情報を基に適期
収穫を実施

認定不可

※ スマ農技術の効果を発揮する「前提」とも、
効果の「向上」とも言い難い

認定を受けるために...

スマ農技術



(経営管理の合理化)
営農管理システム: 生育情報を活用した適期
収穫による品質向上

+

新たな生産方式



営農管理システム
の情報を産地で共
有し、最適な収穫時
期を検討

認定

※ 向上

※ スマ転事業で補助導入

農業機械

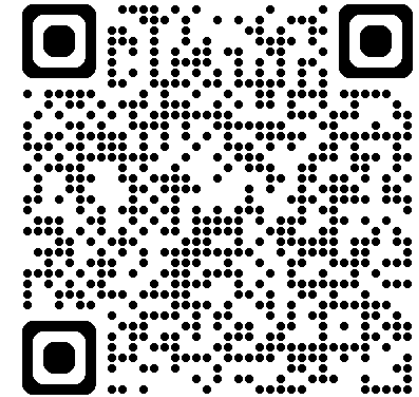


左記取組を実
施するためにコ
ンバインを導入

+

スマート法計画の認定実績を参考にしよう！

- スマート法計画の認定実績は、令和8年2月12日時点で**97計画**。
- 支援対象の農業者の希望を聴き取り、**認定実績の中に似ている事例がないか、チェックしてみましょう。**



※ 認定実績の掲載ページURL
https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/houritsu/seisan_ninntei_jyoukyou.html

東北エリア 生産準備 収穫調整 自動操舵 自動操舵

生産方式革新実施計画の概要

2026年1月28日認定

作業効率の向上や収量性の向上に資するスマート農業機械と、その効果を高める大区画化とほ場の均平化で収益性アップ

申請者：
株式会社 白川（山形県山形市）

対象品目：
水稲

スマート農業技術：
自動操舵トラクター
自動操舵機能付きコンバイン

新たな生産方式：
スマート農業機械の作業効率を高める畦畔除去によるほ場の大区画化と、直進等の精度を高めるほ場の均平化



スマート農業技術

新たな生産方式

スマート法計画 認定ポイント2（スマ農技術等は相当規模で行われるか。）

スマ農技術と新たな生産方式は、「相当規模」で取り組むこと(法第2条第3項)とされています。この「相当規模」については、費用対効果の観点から、以下のとおり運用されています。

〔 目標年度において、スマ農技術等を導入する品目の作付面積又は売上高が、当該農業者の行う農作物の作付面積又は売上高のおおむね過半とする計画があること。 〕

おおむね過半要件の判定(イメージ)

	現状 (令和〇年度)	目標年度 (令和〇年度)
対象品目の栽培面積 (①)	50ha	50ha
①のうち、「スマ農技術と新たな生産方式」の導入面積	30ha	40ha
面積割合	—	80%

ポイント！

- スマ農技術と新たな生産方式の導入に既に過半を超えて取り組んでいる場合でも、取組面積を拡大する計画があれば認定可能です。
※ ただし、「現状」の値は、スマ農技術の効果を十分に発揮させるために、それまで取り組んできた面積に限られますので、ご注意ください。

このほか、スマート法計画認定に必要となる「生産方式革新実施計画」の記載方法については、様式の各欄ごとの記載例などを解説した以下のファイルを参照してください。

(別添1) 申請者向け スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画作成の手引き

※ 計画様式の各欄ごとに、記載のポイントと留意点が詳細に解説されています。

(別添2) スマート農業技術活用促進法に基づく特例措置等を活用したスマート農業技術の導入について

※ 内容は概説のみですが、「スマ農技術と新たな生産方式」のセットの事例が数多く掲載されています。

(別添3) 生産方式革新実施計画作成のポイント

※ 地方農政局において作成した都道府県など指導機関向けの解説書です。計画様式の各欄ごとに「よくあるご質問」としてQ&A方式で解説したり、労働生産性の算定方法を損益計算書から引用する方法などを解説しており、かなり実践的な内容となっています。

スマート法計画認定のメリット措置(税制)を活用しよう

スマート法計画認定者になれば、スマ転事業の機械補助を受けやすくなるという大きなメリットがありますが、これに加え、**税制上の優遇措置**も受けられるようになりますので、この機会に併せて活用していただくようご支援ください。

特例措置の内容

<特別償却> 導入初年度において通常の償却額に以下の割合を上乗せして損金に算入できる。

機械装置※
器具備品

32%

建物及び附属設備
構築物

16%

※ スマート農機は、7年以内に販売されたものに限る。

ポイント!

例えば、中小企業投資促進税制は対象が機械装置などに限定されるほか、特別償却の割合も30%のため、スマート法税制の方が有利に設定されています。



直進アシスト機能付トラクターを自己資金で導入した場合の試算(1台1,200万円、耐用年数7年)

実際のキャッシュフロー

	初年度	2年度
収入	5,000	5,000
支出	5,300	4,100
うち機械購入費	1,200	0
収支	-300	900



会計収支(特別償却なし)

	初年度	2年度
収入	5,000	5,000
支出	4,271	4,271
うち減価償却費	171	171
収支	729	729

会計収支(特別償却あり)

	初年度	2年度
収入	5,000	5,000
支出	4,655	4,271
うち減価償却費	555	171
収支	345	729

実際のキャッシュフローに近い会計処理が行え、導入当初の税負担を軽減できます

(最後に)

「スマ農＋生産方式転換」を普及拡大しよう

- ・ 令和7年度補正予算 スマ転事業のうち「全国推進事業」の実施主体が、(一社)全国農業改良普及支援協会に決定。
- ・ 本事業は、スマート農業技術の導入と、その効果を発揮させる栽培体系への転換等に取り組む先行事例を効果的に横展開する取組を支援するもの。
- ・ 普及支援協会では、全国シンポジウム(東日本、西日本で各1回)のほか、公募を経て、全国の複数箇所で展示ほ場、実演会、現地研修会等の活動が展開される予定。

都道府県(普及指導センター)におかれては、積極的な参画をご検討ください！